高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| ○高知県公衆浴場法施行細則  平成７年12月28日規則第126号  　改正  　　平成８年12月24日規則第119号  　　平成12年３月28日規則第72号  　　平成13年３月27日規則第26号  　　平成15年４月１日規則第44号  　　平成15年４月１日規則第50号  　　平成17年３月25日規則第38号  　　平成18年２月24日規則第12号  　　平成24年３月30日規則第25号  　　令和３年６月11日規則第41号  公衆浴場法施行細則をここに公布する。  高知県公衆浴場法施行細則  公衆浴場法施行細則（昭和35年高知県規則第23号）の全部を改正する。  （趣旨）  第１条　この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県公衆浴場法施行条例（昭和25年高知県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、法及び公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）、環境衛生監視員証を定める省令（昭和52年厚生省令第１号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。  （書類の提出）  第２条　法、省令又は条例の規定により提出する書類は、公衆浴場の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。  第３条～第６条　略  （様式）  第７条　次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。  (１)　省令第１条に規定する営業の許可の申請書　別記第１号様式  (２)　第３条の営業の許可書　別記第２号様式  (３)　第４条第１項の認定の申請書　別記第３号様式  (４)　第４条第２項の認定書　別記第４号様式  (５)　省令第２条第１項に規定する相続による営業者の地位の承継の届書　別記第５号様式  (６)　省令第３条第１項に規定する合併による営業者の地位の承継の届書　別記第６号様式  (７)　省令第３条の２第１項に規定する分割による営業者の地位の承継の届書　別記第７号様式  (８)　法第４条ただし書の規定による患者の入浴の許可の申請書　別記第８号様式  (９)　第３条の患者の入浴の許可書　別記第９号様式  (10)　省令第４条の規定による省令第１条に規定する申請書又は省令第２条第１項、第３条第１項若しくは第３条の２第１項に規定する届書の記載事項の変更の届書　別記第10号様式  (11)　省令第４条の規定による営業の全部又は一部の停止又は廃止の届書　別記第11号様式  (12)　条例第11条の規定による営業の再開の届書　別記第12号様式  (13)　条例第12条第２項の規定による管理者の設置の届書　別記第13号様式  (14)　条例第12条第２項の規定による管理者の変更の届書　別記第14号様式  附　則  （施行期日）  １　この規則は、平成８年１月１日から施行する。  （公衆浴場法第２条の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準に関する条例施行規則の廃止）  ２　公衆浴場法第２条の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準に関する条例施行規則（昭和25年高知県規則第73号）は、廃止する。  （経過措置）  ３　この規則の施行の日前にこの規則による改正前の公衆浴場法施行細則及び附則第２項の規定による廃止前の公衆浴場法第２条の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準に関する条例施行規則の規定によりされた申請その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。  （保健所長に対する事務委任規則の一部改正）  ４　保健所長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。  第17号の７及び第17号の８を削る。  附　則（平成８年12月24日規則第119号）  （施行期日）  １　（前略）ただし、（中略）第５条の規定は、公布の日から施行する。  附　則（平成12年３月28日規則第72号）  （施行期日）  １　この規則は、平成12年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則による改正前の公衆浴場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成13年３月27日規則第26号）  （施行期日）  １　この規則は、平成13年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則による改正前の高知県公衆浴場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成15年４月１日規則第44号抄）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成15年４月１日規則第50号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成17年３月25日規則第38号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成17年４月１日から施行する。  （高知県公衆浴場法施行細則の一部改正に伴う経過措置）  14　この規則による改正前の高知県公衆浴場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成18年２月24日規則第12号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成18年４月１日から施行する。  （経過措置）  10　第14条の規定による改正後の高知県公衆浴場法施行細則別記第１号様式、別記第５号様式から別記第８号様式まで及び別記第10号様式から別記第14号様式までは、同条の規定による改正前の高知県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成24年３月30日規則第25号）  この規則は、平成24年４月１日から施行する。  附則（令和３年６月11日規則第41号）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （経過措置）  ２　第６条の規定による改正前の高知県公衆浴場法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  別表　略 | ○高知県公衆浴場法施行細則  平成７年12月28日規則第126号  　改正  　　平成８年12月24日規則第119号  　　平成12年３月28日規則第72号  　　平成13年３月27日規則第26号  　　平成15年４月１日規則第44号  　　平成15年４月１日規則第50号  　　平成17年３月25日規則第38号  　　平成18年２月24日規則第12号  　　平成24年３月30日規則第25号  公衆浴場法施行細則をここに公布する。  高知県公衆浴場法施行細則  公衆浴場法施行細則（昭和35年高知県規則第23号）の全部を改正する。  （趣旨）  第１条　この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）及び高知県公衆浴場法施行条例（昭和25年高知県条例第34号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。  （書類の提出）  第２条　法、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。第７条において「省令」という。）又は条例の規定により提出する書類は、公衆浴場の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。  第３条～第６条　略  （様式）  第７条　次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。  (１)　省令第１条の営業の許可の申請書　別記第１号様式  (２)　第３条の営業許可書　別記第２号様式  (３)　第４条第１項の認定の申請書　別記第３号様式  (４)　第４条第２項の認定書　別記第４号様式  (５)　省令第２条第１項の相続による営業者の地位の承継の届書　別記第５号様式  (６)　省令第３条第１項の合併による営業者の地位の承継の届書　別記第６号様式  (７)　省令第３条の２第１項の分割による営業者の地位の承継の届書　別記第７号様式  (８)　法第４条ただし書の規定による患者の入浴の許可の申請書　別記第８号様式  (９)　第３条の患者の入浴の許可書　別記第９号様式  (10)　省令第４条の規定による省令第１条の申請書又は省令第２条第１項、第３条第１項若しくは第３条の２第１項の届書の記載事項の変更の届書　別記第10号様式  (11)　省令第４条の規定による営業の全部又は一部の停止又は廃止の届書　別記第11号様式  (12)　条例第11条の規定による営業の再開の届書　別記第12号様式  (13)　条例第12条第２項の規定による管理者の設置の届書　別記第13号様式  (14)　条例第12条第２項の規定による管理者の変更の届書　別記第14号様式  附　則  （施行期日）  １　この規則は、平成８年１月１日から施行する。  （公衆浴場法第２条の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準に関する条例施行規則の廃止）  ２　公衆浴場法第２条の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準に関する条例施行規則（昭和25年高知県規則第73号）は、廃止する。  （経過措置）  ３　この規則の施行の日前にこの規則による改正前の公衆浴場法施行細則及び附則第２項の規定による廃止前の公衆浴場法第２条の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準に関する条例施行規則の規定によりされた申請その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。  （保健所長に対する事務委任規則の一部改正）  ４　保健所長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。  第17号の７及び第17号の８を削る。  附　則（平成８年12月24日規則第119号）  （施行期日）  １　（前略）ただし、（中略）第５条の規定は、公布の日から施行する。  附　則（平成12年３月28日規則第72号）  （施行期日）  １　この規則は、平成12年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則による改正前の公衆浴場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成13年３月27日規則第26号）  （施行期日）  １　この規則は、平成13年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則による改正前の高知県公衆浴場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成15年４月１日規則第44号抄）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成15年４月１日規則第50号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成17年３月25日規則第38号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成17年４月１日から施行する。  （高知県公衆浴場法施行細則の一部改正に伴う経過措置）  14　この規則による改正前の高知県公衆浴場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成18年２月24日規則第12号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成18年４月１日から施行する。  （経過措置）  10　第14条の規定による改正後の高知県公衆浴場法施行細則別記第１号様式、別記第５号様式から別記第８号様式まで及び別記第10号様式から別記第14号様式までは、同条の規定による改正前の高知県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成24年３月30日規則第25号）  この規則は、平成24年４月１日から施行する。  別表　略 |